

2021 年 3 月 30 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 戴 正 呉

シャープセンシングテクノロジー株式会社
代表取締役 藤田 直哉

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

シャープ株式会社（以下「SC」といいます）及び SC の完全子会社であるシャープセンシングテクノロジー株式会社（以下「SSTC」といいます）は、2021 年 2 月 9 日付にて吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）を締結し、2021 年 2 月 18 日に、SC は会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく書面、また SSTC は会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく書面（両社の書面を総称して、以下「事前開示書面」といいます）の開示を行いましたが、2021 年 3 月 30 日付にて本吸収分割契約の変更に関する覚書を締結したことに伴い、事前開示書面の内容に変更が生じたので、SC は会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、また SSTC は会社法施行規則第 192 条第 8 号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。

1 吸収分割契約の内容

本吸収分割契約の変更に関する覚書の内容は別紙のとおりです。

以上

吸収分割契約書の変更に関する覚書

シャープ株式会社（以下「甲」という）およびシャープセンシングテクノロジー株式会社（以下「乙」という）は、2021年2月9日付「吸収分割契約書」（以下「原契約」という）の変更に関して、次の通り合意する。

第1条（承継権利義務明細表の一部変更）

原契約別紙「承継権利義務明細表」の内容を次の通り一部変更する。

（変更前）

1. 資産

（5）SAIGON STEC CO., LTD. 出資持分の全部

（変更後）

1. 資産

（5）SAIGON STEC CO., LTD. 出資持分の全部 及び カンタツ株式会社株式の全部（普通株式 115,732 株 及び D 種優先株式 6,300 株）

第2条

本覚書に定めなき事項については、原契約に基づくものとする。

第3条

本覚書は、2021年3月30日より適用されるものとする。

本覚書締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、原本を甲が保有し写しを乙が保有する。

2021年3月30日

甲：大阪府堺市堺区匠町1番地
シャープ株式会社
代表取締役 戴 正呉

乙：奈良県天理市櫛本町2631番地の1
シャープセンシングテクノロジー株式会社
代表取締役 藤田 直哉